

日教振第 81 号
令和元年 6 月 28 日

各日本語教育機関
設置代表者 殿

一般財団法人 日本語教育振興協会
理事長 佐藤 次郎

日本語教育機関のための第三者評価受審の御案内について

平素は、日本語教育振興協会の事業に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、「日本語教育機関の告示基準」（法務省入国管理局平成 28 年 7 月 22 日策定、以下「告示基準」という。）が平成 29 年 8 月から適用され、自己点検・評価の実施と実施結果の公表が義務化をされました。また、今般の告示基準の改正においては、点検及び評価を年 1 回以上行うこととされるとともに、告示基準における適合性について、毎年度点検を行い、その結果を地方出入国在留管理局へ報告することとされる予定です。

各機関が多なる労力をかけて実施した自己点検・評価の結果について、対外的に信頼性を得るためには、利害関係を持たない複数の専門家が確認し評価することが有効です。このため日振協では平成 27 年度から第三者評価制度を定めて実施しており、これまでに 4 機関が受審して評価を受けています。

従来、第三者評価の認定開始の時期は、4 月の年 1 回としておりましたが、このたび、4 月と 10 月の年 2 回に改めることとし、認定期間が満了する時期を見据えて柔軟に受審できることといたしました。

この第三者評価を受けることにより、貴機関が、一步進んだ教育の質を有し、より信頼できる日本語教育機関であることを対外的に示すことができるものと考えております。

つきましては、第三者評価を是非受審していただきたく、下記を御覧の上、申請手続をしていただけますよう御案内申し上げます。

記

1 対象となる日本語教育機関

- (1) 日振協維持会員
- (2) かつて日振協の維持会員で、新たに日振協維持会員となり、第三者評価を受けることを希望する日本語教育機関
- (3) 告示後、留学生受入れ事業に3年以上の実績のある日本語教育機関で、新たに日振協維持会員となるために、第三者評価を受けることを希望する日本語教育機関

2 申請書類

(1) 宅配便等で提出

①～④は、A4縦型ファイルにとじ、ファイルの表紙及び背表紙には、「日本語教育機関名」及び「申請年月」を記載してください。なお、④は、電子化した⑤以外の資料ですが、大項目ごとにインデックスを貼り付けてください。

⑤は、根拠となる資料一覧とともに、電子媒体（CD、DVD、USBメモリ等）に根拠となる資料一覧の資料番号順に収めてください。

- ① 日本語教育機関第三者評価 新規・更新申請書
- ② 日本語教育機関第三者評価 申請書（新規・更新）受付用紙
- ③ 送金通知書写し
- ④ 根拠となる資料一覧及び添付（根拠）資料【紙資料】
- ⑤ 根拠となる資料一覧及び添付（根拠）資料【電子化資料】

(2) パスワードを利用したメール添付又はパスワード付き電子媒体で提出

- ① 日本語教育機関第三者評価 自己点検・評価報告書（別紙3）
- ② 日本語教育機関第三者評価 「告示基準」適合状況点検表（教員一覧を含む。）（別紙3別添）

※ 添付（根拠）資料で、貴機関の機密情報や個人情報を含むものは実地審査で確認しますので、提出していただかなくても結構です。

※ 申請書類については、写しを作成するなどして、必ず控えを保管してください。

3 申請提出期限

- (1) 認定有効期間の始期 4月1日 前年の11月末日
- (2) 認定有効期間の始期 10月1日 同年の5月末日

4 評価料

- (1) 維持会員 350,000円（上記1.（1）、（2））
- (2) 非維持会員 700,000円（上記1.（3））

5 評価関係資料

- (1) 日本語教育機関第三者評価新規・更新申請書
- (2) 日本語教育機関第三者評価申請書（新規・更新）受付用紙
- (3) 日本語教育機関第三者評価根拠となる資料一覧
電子化資料の電子媒体（CD, DVD, USB メモリ等）への保存方法
- (4) 日本語教育機関第三者評価実施要項 令和元年 6 月
別紙 1 第三者評価実施体制
別紙 2 日本語教育機関第三者評価基準
別紙 3 日本語教育機関第三者評価 自己点検・評価報告書
「告示基準」適合状況点検表（教員一覧を含む。）
別紙 4 自己点検・評価の手引
別紙 5 異議申立書
- (5) 日本語教育機関第三者評価の評価料等について（新規・更新申請）
- (6) 一般財団法人日本語教育機関振興協会第三者評価委員会規程

6 評価の有効期間

3年

7 留意事項

- (1) 第三者評価及び教育活動評価の説明会を 7 月中旬以降に開催することを予定しております。
なお、説明会の日程が決まりましたら、ホームページで御案内します。
- (2) 質問等については、メールのみ受け付けます。電話照会は、御遠慮ください。
- (3) 質問によっては回答に多少時間を要することがありますので、あらかじめ御了承願います。

【本件照会先】

日本語教育振興協会 評価部

TEL : 03-5304-7815

FAX : 03-5304-7813

E-Mail : hyokabu@nisshinkyo.org